

境川の早期改修と令和元年台風第19号による早期復旧等に関する意見書

東京都と神奈川県を流れる二級河川境川については、平成20年8月に洪水による大規模な浸水被害が発生した。さらに、平成28年8月22日の台風第9号及び平成29年10月23日の台風第21号では、避難勧告の発令に加え、一部の箇所において氾濫危険水位を超えて護岸の上端まで水位が達しており、町田市民から、早期整備について強い要望を受け、平成30年1月23日に町田市長、相模原市長連名で知事に対して要請書を提出しているところである。

また、このたびの令和元年9月9日の台風第15号、10月12日の台風第19号、10月25日の台風第21号でも、境川流域で多くの被害が発生している。台風第19号では大雨特別警報が発令され、境川が氾濫危険水位を超えたことにより多数の市民が避難所へ避難し、その数は全体で3千人を超えた。この際の被害復旧についても、町田市民から強い声が上がっている。

これらのことから境川における早期改修と早期の被害復旧を強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。